

被 処 分 者	認 定 証 番 号	茨城県公安委員会 認定第1001号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	ペイペイ代行
	主たる営業所が所在する市町村	茨城県水戸市
処 分 年 月 日		令和 7 年 7 月 14 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		自動車の使用者は、公安委員会から安全運転管理者等の法定講習の通知を受けたときには、講習を受けさせなければならないが、講習を受けていなかったもの。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第 1 項の規定により読み替えて適用する道路交通法第74条の 3 第 9 項及び22条第 1 項
処分を行った公安委員会		茨城県公安委員会

被 処 分 者	認 定 証 番 号	茨城県公安委員会 認定第1001号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	ペイペイ代行
	主たる営業所が所在する市町村	茨城県水戸市
処 分 年 月 日		令和 7 年 7 月 14 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		公安委員会に提出しなければならない変更届出書を提出しておらず、変更届出義務に違反したため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 8 条第 1 項及び22条第 1 項 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第 8 条
処分を行った公安委員会		茨城県公安委員会

被 処 分 者	認 定 証 番 号	茨城県公安委員会 認定第1001号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	ペイペイ代行
	主たる営業所が所在する市町村	茨城県水戸市
処 分 年 月 日		令和 7 年 7 月 14 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		立入検査を実施した際、営業所に備え付けなければならない帳簿等が備付けられておらず、帳簿等備付け義務に違反したため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第20条第1項及び第22条第1項 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第14条
処分を行った公安委員会		茨城県公安委員会

被 処 分 者	認 定 証 番 号	茨城県公安委員会 認定第1001号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	ペイペイ代行
	主たる営業所が所在する市町村	茨城県水戸市
処 分 年 月 日		令和 7 年 7 月 14 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		安全運転管理者が運転代行業務従事者に対し、自動車の安全な運転を確保するために必要な指示、指導を十分に行っていなかったため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第 1 項の規定により読み替えて適用する道路交通第74条の 3 第 2 項及び第22条第 1 項 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令により読み替えて適用する道路交通法施行規則第 9 条の10
処分を行った公安委員会		茨城県公安委員会